

陸上貨物輸送分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の
安定的な提供の確保に関する制度の解説

問 1

一般貨物自動車運送事業の特定重要設備として、省令で配車計画に基づき配車した事業用自動車の所在地及び貨物の運送に係る状況（問 2 において「所在地等」といいます。）を確認するための機能などを有するシステムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、以下の設備が一般貨物自動車運送事業の特定重要設備として該当します。
 - ・ 配車計画や運行計画を作成する機能等を有するシステム
 - ・ 車両や貨物の動態を管理する機能等を有するシステム

問 2

一般貨物自動車運送事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- イ 所在地等の情報の作成の用に供するサーバー
- ロ 所在地等の情報を作成する機能を有するプログラム

(答)

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
 - ・ イ 車両や貨物の動態を管理するために必要なアプリケーションサーバーやデータベースサーバー
 - ・ ロ 車両や貨物の動態を管理する機能を有するアプリケーション

問 3

一般貨物自動車運送事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 一般貨物自動車運送事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

故障対応等の保守点検、構成設備のうち物理的な装置の交換、プログラムの更新など

【操作】

貨物の輸配送を安定的に行うための運用など

問 4

一般貨物自動車運送事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 「特定重要設備の機能」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用をいい、一般貨物自動車運送事業における特定重要設備の機能に関する変更には、配車計画や運行計画の作成に係る作用自体、車両や貨物の動態管理に係る作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）が該当します。
- また、これに加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合も含まれます。具体的にどのような変更が該当するかは個別の設備等ごとに異なり得るところ、あらかじめ相談窓口等を通じてご相談ください。
- なお、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であっても、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。

問 5

陸上貨物輸送分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

(答)

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、貨物自動車運送事業法となります。
- また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、本分野においては該当するものではありません。